

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II のレビューに関する技術基準とガイドラインのセットの新たな協議を開始等

客員研究員 中村 亮一

E-mail : nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

EU（欧州連合）におけるソルベンシー II の見直し（レビュー）を巡る動きに関しては、基礎研レポート「[EU におけるソルベンシー II のレビューを巡る動向 2024—ソルベンシー II の改正指令が最終化—](#)」（2025.1.21）で、「レベル 1」のソルベンシー II の改正指令が最終化したことを報告した。また、そのレポートの中で、「レベル 2 以下」の委任規則、実施基準、ガイドライン等の改正等についても、欧州委員会や EIOPA（欧州保険年金監督局）における検討状況等について報告した。さらに、保険年金フォーカス「[EIOPA がソルベンシー II のレビューに関する助言のいくつかを提出—欧州委員会からの要請に対する回答—](#)」（2025.2.19）で、EIOPA が 1 月 30 日に、欧州委員会からの要請事項のいくつかに対して提出した助言について報告した。これらの意見も踏まえて、欧州委員会は 7 月 18 日に、委任規則の改正案を公表している¹。加えて、EIOPA は、7 月 14 日に、ソルベンシー II のレビューに関する最初の RTS（規制技術基準）（案）と改訂ガイドラインのセットを欧州委員会に提出しているが、これについても、保険年金フォーカス「[EIOPA がソルベンシー II のレビューに関する最初の RTS\(案\)等のセットを欧州委員会に提出等](#)」（2025.8.4）で報告した。

EIOPA は、10 月 9 日に、ソルベンシー II の見直しに関する新たな協議を開始し、新規及び改訂された技術基準とガイドラインの案を公表²した。また、10 月 14 日に、ソルベンシー II の見直しを通じて導入された法改正に対応して、新たなガイドラインと既存のガイドラインの改訂を公表³した。

今回のレポートでは、これらの EIOPA による提案及び最終化されたガイドラインについて、EIOPA の公表内容に基づいて、その概要を報告する。

2—EIOPA による新規及び改訂された技術基準とガイドラインの案

今回、EIOPA は、改訂された ITS（実施技術基準）2 件、改訂されたガイドライン 2 件、新たな

¹ https://finance.ec.europa.eu/publications/commission-seeks-feedback-review-solvency-ii-delegated-regulation_en

² https://www.eiopa.europa.eu/eiopa-launches-new-set-consultations-related-solvency-ii-review-2025-10-09_en

³ https://www.eiopa.europa.eu/eiopa-publishes-new-guidelines-promote-diversity-reinsurers-boards-2025-10-14_en

RTS（規制技術基準）1セット、新たなガイドライン1セットの合計6件の協議を開始している。

技術基準の見直しは、指令 2009/138/EC（ソルベンシー II 指令）の見直しの結果及び欧州委員会委任規則（EU）2015/35 の修正案との整合性を確保するために必要となっている。また、ソルベンシー II 指令の見直しに関連して、EIOPA は同指令に関する既存の全てのガイドラインを見直す。ただし、これらのガイドラインの数が多いことから、見直しは順次行われる。見直しの主な目的は、ガイドラインが最新で、ソルベンシー II の見直しによって修正された法的枠組みに沿っていることを確保することにある。さらに、特にガイドラインが（再）保険会社に関連する場合に、ガイドラインを簡素化及び短縮することにある。ソルベンシー II に関するガイドラインは年々拡大しており、ソルベンシー II の見直しにより、EIOPA は追加のガイドラインを発行することが義務付けられている。

EIOPA は、ガイドラインは、ソルベンシー II の健全かつ一貫した適用を確保するために厳密に必要なものに限定されるべきであると考えている。

この一連の協議における全ての改訂は、EIOPA の規制簡素化と負担軽減に向けたバランスの取れたアプローチに沿ったものであり、特に、改訂されたガイドラインに関する提案には、ガイドラインの数を少なくとも 25%削減することが含まれている。

なお、以下の提案は、欧州委員会が 7 月 18 日から 9 月 5 日まで諮問した欧州委員会委任規則の修正案を考慮に入れており、最終的な技術基準は、欧州委員会委任規則の最終的な改正に基づくことになる。

また、これらの提案に対するコメントの提出期限は 2026 年 1 月 5 日となっている。コメントを踏まえての最終案のうちの技術基準については、欧州委員会に提出されていくことになる。

1 | 監督当局向け開示テンプレートに関する ITS の改訂⁴

欧州委員会実施規則（EU）2015/2451 は、指令 2009/138/EC に従って、監督機関による特定情報の開示のテンプレート及び構造に関する ITS を定めている。この ITS に関する協議で、EIOPA は、新しい比例枠組みの適用に関して監督当局からの追加開示を要求する等、ソルベンシー II の進行中の見直しにおいて欧州委員会が行う予定の改正を含む、近年の関連規制文書に加えられた改正を反映した、対象を絞った調整を提案している。

技術基準の付属書に対しては、以下の変更が提案されている。

- ・ 主要な損失吸収メカニズムの適用に関する 2019 年の欧州委員会委任規則（EU）2015/35 の附属書 XXI の改正を反映。
- ・ 実施規則（EU）2015/2450 を廃止する実施規則（EU）2023/894 を反映し、報告テンプレートの編集上の誤りを訂正するために更新。
- ・ 国内監督機関によるオプションの行使のリストに関するソルベンシー II 指令の改正を反映。

2 | マッチング調整の取扱いに関する ITS の改訂⁵

欧州委員会実施規則（EU）2015/500 は、マッチング調整(MA)の適用の監督上の承認のために従うべき

⁴ https://www.eiopa.europa.eu/consultations/consultation-revised-its-disclosures-templates-supervisory-authorities-solvency-ii-review_en

⁵ https://www.eiopa.europa.eu/consultations/consultation-revised-its-matching-adjustment-approval-solvency-ii-review_en

手続きに関する ITS を定めている。

EIOPA は、マッチング調整の承認手続きに関して、特定の変更が必要であると考えている。これには、リングフェンスされていない MA ポートフォリオによる完全な分散投資をソルベンシー評価において考慮できること、及び保険会社が MA の流動性計画と流動性リスク管理計画を組み合わせることができることを反映するための調整が含まれる。

これらの改正後、マッチング調整を利用する(再)保険会社は、対応する(再)保険債務の最良推計をカバーする資産のポートフォリオがリングフェンス型ファンドを形成している場合を除き、ポートフォリオの資産及び負債と会社の残りの資産との間の完全な分散を想定して、ソルベンシー資本要件を計算することが認められる。対象を絞った技術基準の変更がいくつか提案されている。

- ・リングフェンス型ファンドではないマッチング調整ポートフォリオによる完全分散化が考慮され得ることを反映。
- ・改正されたソルベンシー II 指令が、(再)保険会社がマッチング調整のための流動性計画を流動性リスク管理計画と組み合わせることを認めていることを反映。
- ・ITS の文言におけるいくつかの編集上の誤りを修正。
- ・欧州委員会委任規則 (EU) 2015/35 の改正案が、資産のマッチング調整割当ポートフォリオに含める再構築資産の適格性に関する基準を定めていることも反映。

3 | 技術的準備金の評価に関するガイドラインの改訂⁶

技術的準備金の評価に関する現行のガイドラインは 2015 年に発行された。ガイドラインの実際の適用に基づき、いくつかの改善点が確認されている。最良推計の評価に関するガイドラインは 2022 年に改訂され、2023 年から適用されている。したがって、今回の改訂では、ソルベンシー II の見直しに起因する、技術的準備金のリスクマージンの計算に関するガイドライン、即ちガイドライン 50、61、62 及び 63、ならびに技術付属書 IV 及び VI に焦点が当てられている。

具体的には、ソルベンシー II の見直しでは、リスクの時間依存性を考慮し、特に長期負債のリスクマージンを削減するために、リスクマージンの計算に指数的かつ時間依存的な要素（いわゆる「ラムダ要因」）が導入されており、これにより、金利変動に対するリスクマージンの感応度も低下している。ガイドライン 62 及び技術付属書 IV は、このような要因の導入を考慮して改訂される。

また、ガイドラインを簡素化するため、ガイドライン 61 及び技術付属書 VI を削除する。これは、削除されたガイドラインが提供するガイダンスがソルベンシー II の法的規定から十分に明確であり、他のガイドラインに包含されていることによる。本文の明確性を向上させるため、ガイドライン 50 及び 62 にさらなる改訂草案が導入される。

なお、ガイドラインの改訂は、明確化及び簡素化のみを目的としており、監督上の期待を低下させる意図はなく、また法的枠組みの新たな解釈又は適用を提供するものではない、したがって、改訂は、保険契約者、保険業界又は監督当局に重大な影響を及ぼすとは予想されない、としている。

⁶ https://www.eiopa.europa.eu/consultations/consultation-revised-guidelines-valuation-technical-provisions-solvency-ii-review_en

4 | リングフェンス型ファンドに関するガイドラインの改訂⁷

リングフェンス型ファンドに関するガイドラインの見直しにより、いくつかのガイドラインの削除と、矛盾点を解消するための特定の法的参照の更新が提案され、ガイドラインの総数は 29%削減される。さらに、ガイドラインの改訂は、ソルベンシー II の見直しに伴い、全ての MA ポートフォリオがリングフェンス型ファンドとして扱われるわけではないことを反映している。

リングフェンス型ファンドに関する現行のガイドラインは、2015 年から適用されている。指令 (EU) 2025/2 の前文第 53 項では、マッチング調整を使用する（再）保険会社は、対応する（再）保険債務の最良推計をカバーする資産のポートフォリオがリングフェンス型ファンドを形成する場合を除き、ポートフォリオの資産及び負債と契約の残りの部分との間の完全な分散の仮定に基づいて SCR を計算することが認められるべきであると述べている。この一般的な方向性に従い、欧州委員会は、欧州委員会委任規則 (EU) 2015/35 の第 70 条、第 81 条、第 216 条、第 217 条及び第 234 条におけるマッチング調整ポートフォリオへの言及を削除することにより、同規則を適宜修正する予定である。法的枠組みとの矛盾を回避するために、リングフェンス型ファンドに関するいくつかのガイドラインで一貫した変更を実施する必要がある。さらに、EIOPA は、削除又は簡素化できるいくつかのガイドラインを特定している。

5 | リスクマージンの簡略化された計算に関する RTS⁸

これらの RTS は、リスクマージンの簡略化された計算に関するレベル 2 規定におけるリスクマージンの一般的な計算に関して欧州委員会が実施しようとしている変更を反映している。

この協議は、欧州委員会委任規則 (EU) 2015/35 第 58 条を改正する RTS 案を提示している。欧州委員会は、欧州委員会委任規則第 37 条第 1 項に規定された技術的準備金のリスクマージンの計算式を変更しようとしている。第 58 条は、その式の構成要素に言及しており、それに応じて変更する必要がある。欧州委員会委任規則の第 58 条への変更案の目的は、欧州委員会が行おうとしている委任規則第 37 条の変更との整合性を保つことにある。

6 | 流動性の脆弱性に関する監督権限に関するガイドライン⁹

EIOPA は、ソルベンシー II 見直しにより、企業の流動性管理における欠陥に対処するための監督措置に関するガイドラインを策定することが義務付けられた。この新たなガイドライン案は、監督官が企業の流動性ポジションを強化するために行使できる権限の形態、行使方法、範囲を概説し、償還権を一時的に停止できる条件を規定している。

このガイドラインは、ソルベンシー II 指令の見直しに関連して策定された。指令 (EU) 2025/2 により導入された新たなソルベンシー II 指令第 144b 条第 8 項は、EIOPA に対し、ESRB (欧州システミックリスク理事会) との協議の後、(a) 流動性リスク管理の不備に対処するための措置、ならびに流動性リスクが特定され、事業者によって適切に是正されていない事業者の流動性ポジションを強化するために監督当局が行使でき

⁷ https://www.eiopa.europa.eu/consultations/consultation-revised-guidelines-ring-fenced-funds-solvency-ii-review_en

⁸ https://www.eiopa.europa.eu/consultations/consultation-rts-simplified-calculation-risk-margin-solvency-ii-review_en

⁹ https://www.eiopa.europa.eu/consultations/consultation-guidelines-powers-remedy-liquidity-vulnerabilities-solvency-ii-review_en

る権限の形態、発動及び較正、(b) 償還権の一時的停止を正当化する例外的な状況の存在、(c) 最後の手段としての償還権の一時的停止が EU 全体で一貫して適用されることを確保するための条件、ならびに全てのホーム国及びホスト国の管轄区域において保険契約者を平等かつ適切に保護するために考慮すべき側面をさらに特定したガイドラインを策定することを義務付けている。

このような背景の下、このガイドラインは、ソルベンシー II 指令第 144b 条の一貫した適用を確保すべきであり、特に、(再)保険会社が、ストレス下であっても、支払期日が到来したときに保険契約者及びその他の相手方に対する金融債務を決済するために十分な流動性を維持することを確保すべきとしている。

3—EIOPA によるガイドラインの新設及び改訂

EIOPA は、2025 年 10 月 14 日に、ソルベンシー II の見直しを通じて導入された法改正に対応するものとして、新たなガイドラインと既存のガイドラインの改訂を公表した。これらのガイドラインは、2027 年 1 月 30 日から適用される。

1 | AMSB メンバーの選出における多様性の概念に関するガイドライン¹⁰

ソルベンシー II の見直しに伴う改正では、(再)保険会社に対し、AMSB(管理・経営・監督機関)における多様性を促進する方針の策定を義務付けており、これには男女比に関する定量的な目標の設定も含まれていた。さらに、この改正では、EIOPA に対し、多様性の概念に関するガイドラインの策定を求めている。

これを受けて、このガイドラインは、AMSB の新規メンバーの選出時や継続時で、学歴や職歴、年齢、性別、地理的出身に基づいて、(再)保険会社の上級管理職の構成の多様性を促進することを目的としている。

2 | 市場シェア報告に関するガイドラインの改訂¹¹

既存の枠組みをソルベンシー II の見直しにより導入された法改正と整合させるために、監督報告のための市場シェアを決定する方法に関するガイドラインを改訂している。改訂ガイドラインには、監督当局及び(再)保険会社のプロセスと役割をさらに明確にするための修正が含まれており、これにより監督上の報告の制限及び免除を認めるソルベンシー II 指令第 35a 条に規定されたオプションの利用を促進する。さらに、改訂ガイドラインは簡素化されている。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA が、10 月 9 日に公表した、ソルベンシー II の見直しに関する新規及び改訂された技術基準とガイドラインの協議案、及び 10 月 14 日に公表した、ソルベンシー II の見直しを通じて導入された法改正に対応した新たなガイドラインと既存のガイドラインの改訂について、EIOPA の公表内容に基づいて、その概要を報告した。

EU のソルベンシー II の見直しを巡る動きについては、関係者にとって関心の高い事項となっていることから、その動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上

¹⁰ https://www.eiopa.europa.eu/publications/final-report-guidelines-notion-diversity-selection-asmb-members_en

¹¹ https://www.eiopa.europa.eu/publications/final-report-revised-guidelines-market-share-reporting_en